

子育てファミリー支援事業実施要項

福島県青少年会館

1 事業実施目的

青少年が心身ともに健やかに成長していくためには、青少年を育成する家族への支援も必要とされる。そのため、子育てにあたる保護者を支援し、青少年の健全育成を推進するため子育てファミリー支援事業を実施する。

2 支援事業の内容

子供と同伴で宿泊する保護者の宿泊料金は青少年宿泊料金とする。

3 対象者、条件

対象者・「福島県子育て応援パスポート事業」により、交付を受けたパスポートカードを所持する保護者。

・他県の同様の事業で交付されるカードを所持する保護者。

条 件・同伴する子供は「福島県子育て応援パスポート事業」に規定される子供とし、それ以外は当支援事業の対象外とする。

・当支援事業を受けようとする保護者は、受付時にパスポートカードを提示すること。

4 実施開始日

平成27年6月15日